

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託 特記仕様書

1 業務委託名

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託

2 業務の背景

熊谷市水道事業（以下「発注者」という。）は、平成26年8月に総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」において、公営企業の経営戦略の策定の必要性が示されたことを受け、平成29年度に、「水道事業経営戦略」（以下「経営戦略」という。）の策定を行い、令和5年度に改定を行った。本業務では、その後の社会情勢の変化等を勘案した経営戦略の検証を行い、水道料金改定の算定を行うことを目的とする。

3 業務履行場所

熊谷市上下水道部経営課（熊谷市原島1031）

4 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

5 業務内容

(1) 設計協議

受託者（以下「受注者」という。）は業務の実施にあたって、発注者と密に連絡を取り、条件等の疑義を正すものとし、その内容について速やかに協議記録簿を作成し相互に確認するものとする。

打合せは、初回打合せ、中間打合せ（6回程度予定）、最終打合せを、原則対面で行うこととする。

なお、上記の打合せ以外にも必要が生じた場合は、Web会議等の方法により適宜行うこととする。

(2) 水道事業経営戦略検証業務

経営戦略に、当市水道事業の令和5年度～令和6年度の決算状況を取り込み、最新のデータに置き直し、県水費の値上げ、原油価格・物価高騰等の社会情勢を反映させ、水道料金改定の時期及び改定率の算定を行う。

ア 業務概要の整理

直近の決算状況に基づき、経営の健全性・効率性の状況等を把握する。

イ 投資、財政計画の検証

発注者が計画した投資・財政計画について、決算状況を踏まえ、財政シミュレーションにおける当期純損失や資金ショートの大険性が見込まれる時期等の検証を行う。

ウ 経営戦略の検証報告

経営戦略の検証を行い、結果をとりまとめて経営戦略検証報告書を作成する。

エ 照査

経営戦略検証報告書の内容について適切であるか確認する。

(3) 水道料金改定算定業務

水道事業経営戦略検証業務の結果を基に算定を行う。

ア 経営及び料金の現状と課題の整理

検証結果を基に経営、水道料金の状況について分析し、課題を整理する。分析に当たっては、近隣市及び同規模の他市との比較や過去5年程度の決算値を参照すること。

イ 基本条件の設定、財政見通しの検討

基本条件及び水道料金改定算定の基本方針を設定する。

なお、財政見通しについては、検証した経営戦略の財政計画を基に料金水準を設定する。

ウ 総括原価の算定

「水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）」に則し、料金算定期間の営業費用、資本費用を性質別に算定し部門別に集計整理する。

エ 料金体系の検討、料金表（素案）の作成

総括原価を需要家費、固定費、変動費の3費目に分解し、設定した基準により準備料金及び水量料金に配賦し、個別原価に基づく料金体系の検討を行う。

検討にあたっては条件変更により数ケース算出し比較検討を行う。

また、料金表（素案）を作成する。作成にあたっては、算出される料金と現状の料金との間に、一部の水道使用者のみに不合理な差異が生じないように留意すること。

オ 水道料金改定計画案及び財政計画案の策定

料金体系の検討結果を基に料金改定計画案を策定し、財政見通しの給水収益を修正して財政計画案を策定する。

カ 水道料金改定計画の作成、答申書（案）の作成

調査結果をとりまとめて水道料金改定計画書を作成する。また、答申書（案）を作成する。

キ 照査

水道料金改定計画書の内容について適切であるか確認する。

(4) 水道事業運営審議会の運営支援

熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定の検討を行うことにあたり、その内容を審議するために設置する熊谷市水道事業運営審議会を使用する資料を作成する。また、審議会にはオブザーバーをして出席し、必要に応じて資料説明、質疑応答の支援をし、審議会の議事録の作成をする。なお、審議会は全体で5回以内の開催を予定している。

(5) 広報に関する業務

受注者は、水道事業経営戦略の検証及び水道料金改定算定に関する内容並びに水道事業運営審議会の審議内容に基づいたパブリックコメント等の結果を、市民に対しわかりやすく広報を行う複数の手法について、助言・指導する。

- | | |
|---|-----|
| (1) 熊谷市水道事業経営戦略検証及び水道料金改定算定業務委託
経営戦略検証報告書電子データ（本編・概要版） | 1 式 |
| 料金改定計画書電子データ | 1 式 |
| 答申書（案） | 1 式 |
| (2) 上記(1)を作成するにあたり収集した資料 | 1 式 |

7 成果物の帰属

本業務により作成する成果品及び派生する権利等は、すべて発注者に帰属するものとし、発注者の承諾を得ず、公表、譲渡、貸与又は使用をしてはならない。

8 業務を担当する技術者の要件

本業務の確実な実施にあたり、水道料金の算定に精通した技術者を配置しなければならない。

- (1) 管理技術者は、技術士（上下水道部門－上水道及び工業用水道）の資格を有し、過去に給水人口10万人以上の地方公共団体等の料金改定計画策定業務の履行実績を有する者とする。
- (2) 受注者は、本業務に必要な技術者を配置しなければならない。

9 特記事項

- (1) 受注者は、本業務により得た情報を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに業務計画書を発注者に提出し、当該業務計画書に変更が生じた場合は速やかに発注者の承認を得るものとする。この場合において、発注者は、当該内容が著しく不相当と認めるときは、理由を明示して受注者に変更を求めることが出来る。
- (3) 業務に関する打合せは適宜実施するものとする。議事録は受注者が作成し、速やかに発注者に提出するものとする。
- (4) 発注者が保有するデータ等の資料については、本業務の遂行に必要と認められる限りにおいて提供する。
- (5) 計画の修正等が必要となった場合には、適宜対応すること。
- (6) 仕様書に明示されていない事項、又は疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、決定するものとする。